

横芝光町農業委員会 4 月第 1 回定例総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 4 月 5 日(水) 午後 4 時～午後 4 時 4 0 分

2. 開催場所 横芝光町役場 第 4、5 会議室

3. 出席委員 (12 名)

会 長	4 番	伊藤 靖雄		
会長職務代理者	8 番	伊藤 博明		
委 員	1 番	小川 文彦	2 番	川島 理昭
	3 番	永野 邦子	5 番	伊藤 直樹
	6 番	花澤 成晃	7 番	向後 隆輝
	9 番	鈴木 茂樹	10 番	下高原 美津子
	11 番	伊藤 裕児	12 番	秋葉 芳明

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	高宮芳宏
農政班長	布施裕章

6. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第 2 議案第 1 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第 3 議案第 2 号

農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第 4 議案第 3 号

令和 5 年度第 1 次農用地利用集積計画(案)の承認について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和5年4月第1回農業委員会定例総会を開会します。 はじめに伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	(伊藤会長挨拶) ありがとうございました。 続きまして、ご多用のところご臨席をいただきました山田副町長から、 ご挨拶をいただきます。
副町長	(山田副町長あいさつ)
事務局	ありがとうございました。山田副町長におかれましては、公務のため、 ここで退席となります。 本日の出席委員は、全員です。過半数が出席していますので、会議規則 第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては は、伊藤会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは議長を務めさせていただきます。 これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第 13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございません か。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 3番 永野邦子委員、8番 伊藤博明委員をお願いいたします。 なお、会議書記には、事務局の布施班長を指名いたします。 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する 許否決定について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いし ます。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について

農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求める。

令和5年4月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、4件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地①から④の位置図を添付していますので併せてご覧ください。

1件目の申請地は、鳥喰下 字松葉の畑1筆、台帳田、現況畑1筆 計11.72㎡です。申請地は不整形で狭小であるため、隣接地を耕作している譲受人が耕作の利便性を向上させるため、売買により所有権移転するものです。

続きまして、2件目の申請地は、遠山 字胡麻作の畑6筆、3,689㎡です。

町外に住んでおり管理ができない譲渡人から、隣接農地を耕作しており経営規模拡大したい譲受人へ売買により所有権移転をするものです。

続きまして、3件目の申請地は、寺方 字藤木の畑1筆、1,507㎡です。

申請地は梅畑で、高齢により管理できなくなっている譲渡人から、経営規模を拡大したい譲受人へ、売買により所有権移転するものです。

続きまして、4件目の申請地は、台 字草部田、字弁才天、字堅割の田5筆、計5,198㎡です。

高齢により耕作ができなくなった譲渡人から、経営規模を拡大したい譲受人へ、賃借権を設定するものです。

申請のありました件につきましては、譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準各号に適合していると考えます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

議 長 　　ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。
はじめに1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 2 番 　　1 2 番 秋葉です。譲渡人が高齢で耕作ができないため、譲受人へ所有権移転するものです。譲受人は隣接地の所有者で、今回の申請地を取得することで形が整い、効率的な利用ができます。水稻の他に野菜も栽培していることから、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 　　説明が終わりましたので、1件目の案件について、質疑を許します。

（質疑なし）

質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 番 　　1 番 小川です。町外に居住していて農業をしていない譲渡人から、規模拡大する譲受人へ、売買により所有権移転をするものです。譲受人は隣接農地の所有者で、今回の申請地を取得することで一体利用ができます。
現地確認したところ、一部植木がそのままになっておりますが、シイタケの原木を置くなどして、活用するため、耕作に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 　　説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。

（質疑なし）

質疑がありませんので、質疑を終了し2件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたします。

続いて3件目の案件について、私が担当委員となりますので、説明いたします。

本件は、農業をしていない譲渡人から、規模拡大をする譲受人へ売買により所有権移転するものです。現地を確認したところ、この場所は数年前から手入れがされておらず荒れておりました。譲受人と、本地の管理に携わる町内に在住の親族が、この場所を梅の育成という形で対応することになっています。この場所は梅まつりの会場のすぐ傍にある圃場です。管理されない梅の梅林がそのままになっています。今回譲り受ける人は、町内にいる管理人と一緒に管理するので、栽培等についての問題はないと思います。

3件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終了し、3件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて4件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

2 番

2番 川島です。譲渡人が、高齢により耕作ができないため、経営規模拡大をする譲受人へ賃借権の設定をするものです。譲受人は以前から水稻の耕作を行っています。現地を確認したところ耕耘してあり、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長

説明が終わりましたので、4件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終了し、4件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する

県への意見について上程します。

事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。
令和5年4月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の5条の許可申請は2件です。なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

1件目の申請地は北清水 字清水の畑1筆、505㎡です。

親子間で使用貸借権を設定し、専用住宅1棟の建築をしようとするものです。

申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、主要地方道横芝上堺線沿いで、フタバ保育園から南へ約500mの位置にあります。申請者の実家に近く、生活環境が整っていることから選定したものです。

公共的な投資がなく、10ヘクタール以上の農地の広がりのない農地であることから、第2種農地と判断できます。他に代わりとなる土地がない場合に許可が見込まれます。

住宅建築面積として109.3㎡、駐車スペース2台分として30㎡を計画しており、一般専用住宅で転用可能な面積の上限の範囲内の申請となっています。

土地改良関係については、受益地となっていません。

雑排水の放流については、合併処理浄化槽で処理後、道路側溝へ放流する計画です。道路管理者である千葉県山武土木事務所へ道路占用許可申請済みで、雨水は敷地内での自然浸透での処理となります。

隣接農地所有者へは説明済みです。

工事期間は、令和5年5月2日から令和5年12月30日までを予定しています。

敷地には盛土等行わず、周囲の敷地境界に土留めを設置します。

事業費は建築費などで、金融機関からの借入金を資金に充てる計画です。

金融機関からは融資承認となっており、所定の手続きを進めれば融資を受けられ、資金調達ができるものと見込まれます。

2件目の申請地は横芝 字宮下の田2筆、258.5㎡です。

農地を購入し、専用住宅1棟の建築をしようとするものです。

申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、横芝郵便局から南へ約50mの位置にあります。

都市計画の用途地域内にあることから、第3種農地となり、原則として許可が見込まれます。

住宅建築面積は75㎡を計画しており、一般専用住宅で転用可能な面積の上限の範囲内の申請となっています。

土地改良関係については、両総土地改良区と地区除外の協議が調っており、意見書を得ています。

雑排水の放流については、合併処理浄化槽で処理後、農業用排水路へ放流する計画であり、両総土地改良区から排水同意を得ています。

また、水路の堤防敷を横断する排水管部分について管理者である町都市建設課へ占用許可申請済みです。隣接農地所有者へは説明済みです。

工事期間は、令和5年5月31日から令和5年11月30日までを予定しています。

敷地には盛土を行い、周囲の敷地境界に土留めを設置、隣接水田との境にはL型擁壁を設置し、土砂等流出を防止します。

事業費は土地購入費、埋立整地費、建築費などで、金融機関からの借入金を資金に充てる計画です。

金融機関の事前審査が済みであり、資金調達ができるものと見込まれます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま議案2号の朗読並びに説明が終わりました。

1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

8 番

8番 伊藤です。本件は、店屋が近く、生活しやすい場所で、住宅に向

いています。土地改良の区域外で、問題はないと思います。よろしくお願
いします。

議 長

説明が終わりましたので、1件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終了し、本案件について採決します。原
案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり許可相当とし
て県知事に意見書を送付します。

続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 1 番

1 1 番 伊藤です 本件は、駅周辺での転用で、住宅の需要があり、土
地改良とも協議済みであるため、問題はないと思います。よろしくお願
いします。

議 長

説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終了し、2件目の案件について採決しま
す。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり許可相当とし
て県知事に意見書を送付いたします。

日程第4 議案第3号 令和5年度 第1次農用地利用集積計画(案)
の承認について上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号 令和5年度第1次農用地利用集積計画(案)の承認につい
て

農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定により令和5年度第
1次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。

令和5年4月5日提出 横芝光町農業委員会 会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、新規設定8件、再設定1件、所有権移転2件の合計11件です。

初めに新規設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は資料に記載のとおりです。なお、設定する権利は、すべて賃借権です。

利用権を設定する農地ですが、新規設定1件目は、小堤 字日吉下、字壺町歩、字上川田、字熱田、字葭場の畑17筆、計9,754㎡、期間は約6年間です。

新規設定2件目は、牛熊 字東耕地の田1筆、268㎡、期間は約10年間です。

新規設定3件目は、中台 字角田、牛熊 字駿耕地の田9筆、計5,006㎡、期間は約10年間です。

新規設定4件目は、中台 字角田、牛熊 字駿耕地の田6筆、計3,477㎡、期間は約10年間です。

新規設定5件目は、木戸台 字下笠松、牛熊 字東耕地の田11筆、計7,292㎡、期間は約10年間です。

新規設定6件目は、牛熊 字東耕地、字 西耕地の田12筆、計9,160㎡、期間は約10年間です。

新規設定7件目は、中台 字金敷堂の田3筆、計1,523㎡、期間は約10年間です。

新規設定8件目は、北清水 字袋の田1筆、5,669㎡、期間は約10年間です。

次に再設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。設定する権利は、すべて賃借権となります。

利用権を設定する農地ですが、木戸 字十四割、尾垂イ 字香取内の田7筆、計2,776㎡、期間は約6年間です。

続いて所有権移転ですが、所有権を移転する者と所有権の移転を受ける者は資料に記載のとおりです。

所有権移転1件目は、屋形 字谷津川の田1筆、4,870㎡、売買により本年5月19日に引渡し予定です。

所有権移転2件目は、宮川 字奥馬の田1筆、2,394㎡、売買により本年5月15日に引渡し予定です。

なお、本計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条

第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま議案3号の朗読並びに説明が終わりました。

はじめに新規設定1件目の案件について、本件は私が組合の理事になっていることから議事参与の制限に該当します。会議規則第十条の規定により、採決が終了するまでの間、職務代理者である伊藤博明委員と議長を交代します。

職務代
理者

初めてですのでよろしく申し上げます。

それでは新規設定1件目の案件について、質疑を許します。

(異議なし)

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、新規設定1件目について、採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数、よって新規設定1件目については、原案のとおり決定いたしました。伊藤靖雄委員の議事参与の制限を解き、議長を交代します。

議 長

審議を続けます。続いて新規設定2件目から8件目の案件についての質疑を許します。質疑のある方は、挙手の上発言をお願いします。

(質疑なし)

質疑がありませんので、新規設定2件目から8件目についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって新規設定2件目から8件目については、原案のとおり決定いたしました。

続いて再設定の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終了し、再設定の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって再設定の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて所有権移転の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終了し、所有権移転の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって所有権移転の案件については、原案のとおり決定いたしました。

以上で提案されました議案の審議はすべて終了しました。慎重審議ご苦労様でした。

事務局

以上をもちまして、令和5年4月第1回農業委員会定例総会を閉会します。